



資本の展開と民衆連帯の必要性 関会の辞・丹野清秋

日韓連帯の新次元 基調報告・伊藤成彦

金泳三政権の性格と社会変化の展望・曹喜昞

東北アジア経済圏の浮上と韓・日の役割・金大煥

転換期の韓国社会と女性運動の課題・張夏眞

韓国社会の文化危機 その批判的考察・崔淙旭

日本のアジア政策の転換と政治情況・山川曉夫

変貌する世界構造の中の日本資本主義・鎌倉孝夫

過労死とサービス残業の政治経済学・加藤哲郎

日本の学校システムについて・小沢有作

4

6

10

20

30

36

49

53

62

【特集】 日韓新次元  
— 民衆連帯  
の模索

# 過労死とサービス残業の政治経済学

加藤哲郎

## 1 経済成長の東洋医学 長時間労働・過労死と「非決定」

二〇世紀の資本主義は、人類史上空前の経済成長を達成した。なかでも日本や韓国の生産力発展速度はきわだっていた。経済学者は、しばしば経済成長を健康体にとえる。そして成長が鈍化すると病気だという。労働者の賃上げ圧力によるイギリス病、福祉の荷重超過によるスウェーデン病に続いて、今日では労働者の勤労意欲減退による韓国病、バブル崩壊でリストラに苦しむ日本病が診断されている。だが、ちよつと立ち止まって考えてみよう。ひよつとしたら、西洋医学で病人と診断された状態が東洋医学では健康であるかも知れない。健常と思われていた黄金の成長時代こそ異常だったのかもしれない。われわれが生きる今は、人類史のなかで「歴史の終わり」なのか「歴史の病気の終わり」なのか、と。

現代日本で広く知られ、英語でもそのまま用いられるにいた

った新しい日本語に、「過労死(Karoshi)」という言葉がある。

長時間過密の働きすぎによる突然死のことで、福祉の遅れ、高地価と狭い住宅、受験競争や単身赴任などともに、現代日本社会の陰の部分象徴している。日本政府は最近、日本の労働時間が他の先進資本主義諸国に比して著しく長いことを認め、労働時間短縮をマクロの政策課題とした。宮沢内閣は、「生活大国五か年計画」で一九九一年の年間二〇一六時間(所定内一八四一時間、所定外残業一七五時間)を九六年には一八〇〇時間にするに公約し、労働基準法改正案を国会に上程している。

本報告は、過労死に象徴される日本の労働者の長時間労働が、日本経済発展過程の重要な病理であったこと、その問題に政府も労働組合も有効な規制を行えなかったこと、そしてそれが現代日本のさまざまな社会問題と国際摩擦の重要な要因になっていることを示し、いわば日本政治における「非決定」の問題を浮き彫りにしようとするものである。

〔特集〕  
日韓新次元と  
民衆連帯の模索

## 2 過労死の政治学 労災認定における労働者の役割

過労死という言葉は、一九八八年に弁護士たちが「過労死一〇番」を開設して以降広がり、新聞・テレビ等の報道で用いられて、定着したものである。

典型的事例をあげれば、一九九〇年七月に死亡した三井物産の四七歳のソ連担当課長の場合、死亡前一〇カ月に一〇三日間の海外出張を繰り返して、死亡五日前に来日したソ連側取引先担当者接待して商談をまとめようとしていた中途で、ホテルの部屋で胸の痛みを訴え急死した。亡くなる三日前にホテルから妻への電話で「めちゃくちゃに忙しい」と訴えていた。また、一九八九年一月に死亡した二五歳の日動火災海上の営業マンの場合、会社の「東京海上に負けるな」の合言葉のもとで、昼は会社外で保険契約のノルマを達成する仕事、夜は書類整理などで遅くまで会社内に残り、家にも仕事を持ち帰って午前二時・三時まで働く毎日を繰り返して、「疲れたよ、ゆっくり寝たいよ」と家族に言い残してそのまま死んでいった。

教育に熱心な学校教師や、深夜便のトラック運転手、二四時間営業の小売店労働者、締切に追われるジャーナリストなどにも過労死がある。若者にも女性にも、中間管理職にもトップ経営者にもみられる。

一九九一年の「日本経済新聞」計報欄で報じられた現役会社役員一九二名の死因の四六％は、過労死の疑いの濃いクモ膜下出血・脳出血・心不全など脳・心臓疾患であった。一九八八年

六月に亡くなった富士銀行兜町支店の二三歳の女子銀行員のケースでは、労働基準法第六四条で禁じられた女子の「四週二四時間以内」を大幅に超えた残業を、会社は勤務時間表の出退社時刻の書替えまで指示して強制していた。

しかしながら日本政府は、正確にいえば、「過労死」の存在そのものを認めていない。労働省編集の平成四年版「労働白書」にも「日本の労働政策」にも「労働時間白書」にも、過労死という言葉や問題はでてこない。一九九〇年に労働省が過労による業務上の死亡として労災認定したのは、申請五九七件のうち三三件にすぎない。これら公式統計からは、過労死とよばれる突然死は、日本の労働者のごく例外的現象であるかに見える。だがそれは、労災認定の要件がきわめて厳しく、遺族は労災申請以前にあきらめるのが圧倒的なためで、実際の過剰労働による突然死は、これよりはるかに多い。人口動態統計など医学的データをも用いて過労死弁護団が推計したところでは、年間ほぼ一万人、交通事故による死者に匹敵する。日本政府は、過労による健康被害・死亡の統計をつくらず、すでに社会問題化した過労死の実態をおおいかくしているため、政策的対応ができないのである。

労働者が過労により死亡した場合、遺族は犠牲者が勤務していた会社に、労働基準法・労働安全衛生法による使用者の安全配慮・保護義務、健康保持義務違反であるとして、損害賠償・慰謝料を請求することができる。しかし多くの会社は、労働者の働きすぎを死亡者個人の健康管理の責任に帰して、企業の責

任を逃れようとする。そこで遺族は、労働災害補償保険法にもとづいて、労働省労働基準監督署に労災保険制度による遺族補償・保険金支払いを求め、企業側は、その死亡が業務上の労働災害と労働省により公的に認定されない限り、企業責任・損害賠償を認めようとするケースが多いからである。

そこで、労働省による労災認定のあり方が問題になる。労災制度はもともと炭鉱落盤事故や業務上交通事故を想定したもので、過労による突然死を予想していない。一九八七年一〇月に一九六一年以来三六年ぶりで改定された脳・心臓疾患の労災認定基準（労働省通達）は、「発症前一週間以内に、通常の所定内業務内容と比較して特に過重な業務に就労して精神的・身体的過重負荷を受けたこと」である。しかし過労は、たんに一週間ではなく数週間・数か月の単位で蓄積されるものであり、直前一週間の就労状態のみでは判断できない。また、夜勤で一〇時間以上の所定内労働のタクシー運転手のような仕事は、所定内労働自体によるストレスや疲労で過労死する場合もある。

しかも、一九九〇年四月にマスコミ報道で発覚した労働省の業務上労災認定実務のためのマニュアルでは、この認定基準の実際の運用にあたって「業務上」と認定されるケースは、①発症当日の業務量が日常業務の三倍であること、②発症前一週間に一日の休みもなく日常業務の二倍働いたことであり、③直前一週間に一日でも休んでいればたとえ他の六日が日常の二倍でも「業務外」として扱い労災とは認定しない、とされている。

一九八七年二月に四三歳の広告代理店副部長が、平日残業の

ほか死亡直前の土曜・日曜も自宅で七時間もワープロをたたくて企画書をつくり、水曜日に急性心筋梗塞により倒れた過労死の例は、「一日三―四時間、週二五時間程度の残業では過重な業務といえない」「休日自宅に働いていたという事実は妻の証言のみで認定できない」と、認定が拒否された。つまり過労死行政は、労働法にもとづくばかりではなく、労働省通達で一般的基準が定められ、各都道府県労働基準監督局・監督署が省内マニュアルを適用して具体的に運用する。

このような厳しい認定基準のため、労働省の実際の業務上過労死認定は毎年三〇件前後、申請件数の五％程度でしかない。その背景には、認定基準を緩和すると申請が増大し、ひいては労災保険財政に影響が及ぶことへの危惧がある。労災保険は業種や過去の災害率により異なるが、各企業が賃金総額の〇・六一―一四・九％を全額使用者負担で拠出しまかされる。一九九一年の労災保険料収納額は一兆五一一億円、給付費等支払額は八八三億円で大幅な赤字であるが、過労死労災認定が急増するとこの財政をおびやかす。労働省にとっては有力な財政的資源であり、認定にあたっては拠出者である企業への配慮が働く。

そのうえ遺族の申請書類には会社の認印欄があり、会社が勤務資料などで遺族に協力する例は少ない。労働基準監督署の審査は申請から一年以上かかり、会社側は企業責任を認める証拠を出したくない。所定外手当を支払わない、いわゆる「サービス残業」「持ち帰り残業」の存在を認めない。年間少なくとも

も一万人と見積られる過労死の犠牲者の遺族は、申請手続きの煩雑さ、会社の非協力と決定までの長い時間により、大多数は申請をあきらめ泣き寝入りする。わずか5%程度の遺族申請者のうち、そのまた5%程度しか実際に労災認定を受けることはない。こうして日本政府の公式統計からは、過労死はぬけおちる。したがってまた、労働行政において具体的施策は生まれなない。過労においやった企業の責任は、免罪される。政府の不作為による問題の隠べい、「非決定」である。

### 3 長時間労働の経済学 勤勉は国民性か？

日本は、近代化・工業化という意味では世界史に類のない長期の高速の経済成長を達成し、一人あたり国民所得でも世界でトップクラスの経済大国になった。しかし労働時間の面では、労働省の公式統計でも、ドイツ・フランスより年五〇〇時間、イギリス・アメリカより年二〇〇時間多い水準にある。日本経済の成功、国際競争力の秘密は「ウサギ小屋の働き中毒」、福祉の貧困・低賃金・長時間労働ではないかと、疑われるゆえんである。

欧米には、日本の労働時間の歩みに着目した、二つの異なる研究がある。一つはウィーン大学ゼップ・リンハルト教授の見解で、欧米と同じ「前近代の過ぎ去る自然のリズム↓時計に管理された産業革命期の長時間労働↓労働運動・技術革新・生産性向上による時間短縮↓ロボット化・サービス化・情報化による脱産業化とレジャー享受」の歩みを、日本もやや遅れてたど

っている、即ち欧米より遅れて産業化し年三〇〇〇時間台を戦前に経験したが、第二次世界大戦後の年二五〇〇時間労働による経済成長の結果、一九六〇年頃をピークに減少に向かい、今日の二〇〇〇時間程度にまで短縮してきた、という見解である。

この説は、マクロの公式経済統計で見える限り説得力がある。しかし、経済発展・生産性向上と脱産業化が労働時間短縮をもたらすというリンハルト教授の仮説には、有力な反証がある。

世界最大の工業国アメリカ合衆国の労働時間は、ニューディール期に週四〇時間法を制定し、黄金の一九五〇年代には週四日一二時間労働とレジャー時代の到来が夢見られた。しかし実際は、一九六七年の一七八七時間から八七年の一九四九時間へと、この二〇年間に一六三時間も労働時間が増加した。ロボット導入・コンピュータ化・サービス化が進んでも、労働時間が逆に増大した実例である。この点からすれば、ドイツやフランスやスウェーデンのように、全国的労働組合が時間短縮を権利として要求し、経営者も生産性向上を資金ではなく短時にふりむけ、政府が立法措置をも用いて労働時間短縮に積極的にとりくんだ国々でなければ、経済発展がただちに労働時間短縮につながるわけではない。

日本の長時間労働については、「勤勉な国民性」で説明する、もうひとつの有力な見解がある。カリフォルニア大学のトマス・スミス教授の説はその一つで、日本人の集団主義・勤勉性が、欧米とはちがったタイプの労働時間の歴史をもたらしたと。スミス教授によれば、江戸時代の日本の農民は、マックス・

ウェーバーが初期プロテスタントに見いだしたのと似たような天職・禁欲・勤勉倫理をもち、多種多様な農作業を計画的におこない、農業技術の改善に努めた。ウェーバーのいう「資本主義の精神」と異なるのは、その時間所有の単位が、プロテスタント風の自立した個人ではなく、イエヤマラの集団であり、二宮尊徳の勤勉道徳も村落共同体や若者組の掟として広まった、という。これが明治の殖産興業過程にも受け継がれ、欧米では工業化過程で労働運動の労働時間短縮・自由時間獲得要求が強まるのに、日本では労働運動が生まれても時間短縮要求はきわめて弱く、むしろ時間外労働の平等な割り振り、残業手当支払い要求が強かった。高賃金のためなら、休日返上で徹夜してでも仕事をする労働者が多かった。第二次世界大戦後もこの伝統は残され、労働運動は時間短縮より賃上げに熱心で、残業料はチーム単位で分配された。つまり、勤勉で時間所有が集団単位であるところに、日本の近代化の特質を見ている。

こうした「国民性による長時間労働」という見方は、日本国内でもきわめて有力である。ロンドン大学森嶋通夫教授の「儒教資本主義」論、ボストン大学ピーター・バーガー教授の「東アジア資本主義」論とも一脈通じている。儒教倫理や集団主義が、ウェーバーの西欧プロテスタンティズムの倫理に代わって現代的「資本主義の精神」になった、という見方である。韓国や台湾の近代化過程の長時間労働は、これを証明するかに見える。

しかし、明治以前の日本の労働時間の記録を収集した私自身

の暫定的研究（『社会と国家』岩波書店）では、「勤勉な日本人」は国民性ではなく、工業化の産物と思われる。スミス教授に対する反証は、さまざまに存在する。

例えば江戸時代の農民も、農業生産力の拡大に伴い休日を多くとるようになった。「村の遊び日」といわれる祭りや休養のための休日が幕末には年四〇日ほど、多い所では八〇日もあった。江戸や大阪の町人・職人は、「二六（いちろく）」といって月に一と六のつく日に休む習慣があり、明治維新直後の政府の暦にもそれはとりいれられた。明治の官吏や商家の記録でも休みが多く、勤勉とはいえない。明治初期に來日した西欧人の観察では、日本人を勤勉どころか「怠けもの」と見る記録が圧倒的である。

日本の長時間労働の起源は、西欧と同様に明治の殖産興業期の工場の労働条件に求められる。『職工事情』『女工哀史』に描かれた二一―一六時間労働日の奴隸的労働と工場主の時間管理が、富国強兵による社会統合・戦争体制、天皇制のもとでの学校教育と徴兵制を介した「滅私奉公」の観念と結びつき、社会全般に広がった。「滅私奉公」の心性は、戦後は国家よりも会社への従順・忠誠心に転移され、いわゆる日本の経営の受容基盤となった。勤勉が永遠の国民性ではないことは、かつて「世界で最も勤勉」といわれたドイツが、第二次大戦後に労働時間を短縮し、今日では金属労組の週三五時間協定をはじめ、自由時間とレジャー獲得の最先進国であることから、反証される。

#### 4 労働時間の経営学 会社主義と企業社会

日本の労働時間を規定する政治舞台とアクターとしては、第一に、企業内での経営者と労働者とのミクロな労使関係、第二に、業界・財界および労働運動・社会運動・世論の動向、第三に、政府の労働政策や政府内での労働省の位置と役割、第四に、日本政府・日本企業と外国政府・海外市場の関係、が重要である。

第四の対外関係を挙げるのは、奇異に思われるかもしれない。しかし、戦前から戦後に日本の労働時間が年三〇〇〇時間台から二〇〇〇時間台へと大きく変化したのは、アメリカ占領軍による労働改革、とりわけ労働基準法制定と労働基本権公認の産物であった。また、最近の日本の労働時間短縮への最大の圧力は、佐々木毅東京大学教授のいう「横からの入力」「健全野党としてのアメリカ」、欧米諸国との経済摩擦であった。ただし外圧一般が政策前提になるわけではない。労働時間政策をめぐる国際的力としては、むしろ国際労働機構（ILO）による国際条約批准と勧告が考えられるのが普通であるが、日本政府は、労働時間に関わるILO条約を一貫してネグレクトし、批准を拒否してきた。

第一の企業内でのミクロな労使関係は、日本的経営とよばれ、日本経済の効率と生産性向上を生んだすぐれた生産システムとして、世界から注目されている。これについては東京大学社会科学研究所編「現代日本社会」全七巻が「会社主義」をキーワ

ードとして分析している。私自身は、戦後の「法人資本主義」のもとで、アメリカから輸入された経営理論と伝統的家族主義的経営が結びついた「組織された競争システム」「ウルトラ・フォード主義」と位置づけてきた。

長時間労働は、会社に忠誠を示し残業しなければ周囲からスポイルされる会社主義と、それが社会全般をおおった企業社会により再生産されている。とりわけ重要なのは、労働組合が労使協調で会社との残業協定で大幅な残業を受け入れていることである。欧米ではこのレベルでの労働組合の抵抗が長時間労働や残業強制を許さず、六〇%以上の労働者が残業ゼロなのであるが、日本では組合が時間短縮に積極的でなかったために、ほとんどの労働者にとって所定外残業が当たり前になる。そのため残業手当が家計にも入り込み、残業減少はいったん獲得した生活水準の低下と観念される。

とはいえ、低賃金と残業収入依存が長時間労働の原因ではない。相対的に高賃金の銀行員にもサービス残業や過労死があり、管理職も企業トップも猛烈に働く。労働省の調査で、「残業・休日労働が減少しない理由」にあげられたのは、「所定労働時間内では仕事が終わらない」「仕事の繁閑が激しい」「取引先の仕事や顧客へのサービス」「取引先からの発注に時間的余裕がない」の順だった。「年次有給休暇を取得しにくい理由」は「周囲に迷惑がかかる」「病気等有事への備え」「仕事が多まり後で忙しくなる」などである。人手不足、小集団チーム制・ノルマ制、会社への忠誠を重視する昇進・昇格制度、取引先との

系列・下請け関係の存在、総じて「日本的経営」の全システムが、法律で認められた権利である有給休暇の未消化、違法な不払いサービス残業、ひいては過労死の温床なのである。

政府は、労働基準法第三六条にもとづく労使の自主的残業協定がある限り、個別企業の労働時間を規制しない。最高裁判所までが、日立製作所武蔵工場の労働者が残業拒否を理由に解雇された事件で、労使協定の範囲内での残業命令には従わなければならないとした。

第二の業界・財界レベル、労働組合など利益集団レベルで労働時間に作用するのは、業界の過当競争と、日経連や労働組合の政府への働きかけである。個々の企業経営者が労働時間短縮を拒否する最大の論拠・口実は、「同業他社と一緒にしないと、わが社だけが不利になる」というものである。日本で完全週休二日制の普及が進まないのは、この要因が大きい。

同時に、法人資本主義とよばれる財閥解体後の戦後日本に形成された株式相互持合の企業グループと、その周辺の下請・系

列取引の存在も重要である。三菱・三井など各企業グループがさまざまな業界で競争するため、下請・系列企業は部品納入・販売などで企業グループ間競争にまきこまれる。独立系資本のトヨタの場合も、有名なカンバン・システム（ジャスト・イン・タイム）方式で、納期が時間単位で定められた仕事を系列・下請企業に請負わせる。月曜からの親会社の仕事のために子会社が土・日曜も仕事をするのは当然とみなされる。

企業グループ間・同業者間の過当競争は、企業内での部所間・チーム間の競争に転嫁される。それがついには個人間の忠誠心の競い合い・出世競争として長時間労働やサービス残業、過労死をもたらす。「組織された過当競争」である。

政府の力を借りずに業界全体で労働時間を短縮するには、すでに週三五時間労働協定を獲得したドイツの金属労組のように、産業別労働組合が強力に時短にとりくむ必要があるが、日本の労働組合の組織率は二五％、民間では労使協調の大企業組合が中心である。しかもその組織はいわゆる企業内組合で、同業他

【増刊】  
待望のトロツキー哲学ノート一挙掲載(本邦初訳)!

第六号 トロツキーの哲学・科学思想 (一)

- 哲学ノート——レーニン、弁証法、進化論—— トロツキー
- トロツキーの科学思想(一)—— 中野 徹三
- トロツキーの科学思想(二)—— 佐々木 力
- デューイとトロツキーの隠れた関い(上)—— フレデリックドゥーゼ
- 書評／トロツキー「ヨーロッパとアメリカ」—— 栗木 安延

◆年四回(二月・五月・八月・十一月)発行  
◆四六判平均二〇ページ定価二四四円(送料別)  
◆年間定期購読料五〇〇〇円(送料別)

トロツキー研究所

〒一六四 東京都中野区東中野一三二—二  
嘴マシジョン二〇三号アトリエみ/ゆ

TEL/FAX : 03 (3361) 3006

郵便振替 東京3-750619

発売：拓植書房

社との競争には組合自身が協力する場合が多い。戦後日本の労働組合は、日本政府と財界の「欧米に追いつき追いこせ」の目標に合わせ、長時間労働の代償を経済成長の分け前としての賃金上昇で補うスタイルに慣れてしまった。今日の日本では、政府の強力な規制なしには、労働時間短縮は困難である。

### 5 サービスクラスの統計学 労働者は資本の手先か？

日本の労働政策を担当する労働省は、戦後片山社会党内閣の時代に設置された官庁で、国家を「支配階級の道具」とみる正統派マルクス主義者からは「資本の労務対策の道具」と批判される一方、省庁のなかでは相対的に野党に親和的で「労働者サービス省」とされる場合もある。しかし日本の労働政策は、財政・金融・通商政策の従属変数である。しかも労働省の労働時間行政には、過労死について見たような、不作為・非決定による政策的対応の遅れがある。つまり「資本の手先」ではなく財界から相対的に自立してはいるが、「労働者サービス省」にはほど遠く、労働者保護にも労働時間短縮にも消極的である。

その根拠の一つは、日本の労働時間の現状把握の不備、端的にいつて公式統計の信頼性のなごである。日本の労働時間統計で最も一般的に使われるのは、労働省の作成する「毎月勤労統計調査（毎勤）」の数字で、一九九〇年で二〇六四時間である。それは事業所側からの調査で作られ、所定外時間は企業経理上残業手当が支払われた時間のみが計上されて、不払いサービス残業分は入らない。所定内時間の短いパート労働者は逆に算入

される。

これに対して、総務庁の「労働力調査」は、事業所ではなく個々の労働者世帯に直接調査員がサンプル聴取して作られるため、労働実態をより正確に反映している。この「労働力調査」で、一九九〇年の年間労働時間を推計すると、二四〇八時間になる。「毎勤」との差の約三五〇時間は、賃金の支払われないサービス残業と推定できる。

さらに、日本の労働市場の特質は、男女計五〇〇万雇用労働者の四割近い一八〇〇万人が女性で、そのうち五〇〇万人以上は短期契約の不安定なパート労働者である。日本女性は、共働きでも家庭内の家事・育児労働を一手に負担し、残業も昇進・昇格も期待されない。長時間労働の日本の企業社会は、男性中心社会である。そこで、「労働力調査」から非農林業男性の二五―四九歳労働者を抽出すると、九〇年の実労働時間は二七〇〇時間以上、「毎勤」との差は六〇〇時間以上にはねあがる。これもあくまで平均である。東京近郊の働き盛りの男性会社員の多くは、サービス残業・持ち帰り残業を含め年二八〇〇―三〇〇〇時間働いていると推定される。

「セブン・イレブン」とは、もともと朝七時から夜十一時まで開店するコンビニエンス・ストアチェーン（現代日本では実は二四時間営業）の名前であるが、しばしば、働きざかりのサラリーマンが朝七時に家を出て、一時間以上の通勤時間をかけて定刻より早く出社し、夜も残業して深夜一―二時に家にたどりつく姿を皮肉り用いられる。つまり一日約一二時間・週六〇時間

労働で、年間平均出社日数二五〇日に乗じると年三〇〇〇時間に及ぶ。過労死弁護団の調査では、多くの過労死犠牲者が年三〇〇〇―三五〇〇時間の労働で倒れており、日本の男性労働者の三、四人に一人、即ち七〇〇―一〇〇〇万人は、いつ突然死するかもしれない「過労死予備軍」なのである。

そのうえ、日本企業の海外進出、金融・為替業務の国際化、ポケットベルや携帯電話の普及に伴い、大企業の最先端労働者も、昼夜の別ない過密労働を強いられる。為替ディーラーは、世界の為替相場の動きに四六時中ふりまわされ、疲労とストレスが蓄積する。商社マンは、時差を忘れて世界中に出張する。一九八九年に流行った栄養剤のコマーシャルソングの「二四時間たたかえますか、世界にはばたく日本のビジネスマン」という文句の通りである。

また、住宅政策の貧困で、日本の労働者の通勤時間は異常に長く、東京近郊では往復二時間以上、これも「上司や取引先とのつきあい」と共に、会社に拘束された時間である。さらに企業中心の長時間労働のリズムは、社会全体にも波及する。会社の都合による単身赴任で、家庭生活は引き裂かれる。そうでなくとも家庭は父親不在で、一家そろって夕食をとる機会が極端に少ない。企業社会に参入する就職では、学歴が決定的である。子どもたちは欧米よりもずっと長い登校日・学校学習時間のほかに、「いい大学・いい会社に入るため」学習塾や予備校に通う。いまや「過労児」という言葉さえ生まれた。「会社づきあい」のみで退職した男性には、親しい友人も趣味もない老後の

孤独が待っている。

一九八八年に行われた日本ILCO協会「海外からみたニッポンの労働像」調査で、韓国の労働者は、同時に調査されたイギリス・イタリア・オーストラリア・シンガポール・マレーシアの労働者に比して、特異な反応を示した。それは、日本の労働者の能率や労働意欲については高く評価しない一方、労働時間について「日本の方が短い」、長期休暇について「日本の方が長い」と答えたことであつた。韓国の社会発展が、以上に述べた日本の「非決定」のもたらした弊害を「他山の石」として進められることを、心から期待したい。

(お断り) 本稿は、シンポジウム当日の短い口頭報告を資料的におぎなつたもので、ベースになつている筆者の草稿のごく一部であり、未定稿である。当日会場で配られた図表、草稿に付されていた注解・典拠文献は一切省略した。さしあたりは加藤「社会と国家」(岩波書店、一九九二年)を参照され、引用するさいには、近刊の平田清明他「現代市民社会と企業国家」(仮題、御茶の水書房)所収の確定稿の方を用いていただきたい。

【かとう・つろう】一九四六年生。一橋大教授(政治学)。著書「コミンテルンの世界像」(青木書店)、共著「短い20世紀の総括」(教育史料出版会)ほか。